認知症対策の 新しい動き

text by Takeshi Karasawa x 唐澤

していくための最も重要な課題の一認知症対策は、少子高齢化に対応 う大きな課題となっています けではなく、 ト)でも議題になるなど、 つです。また、G 7首脳会議(サミッ 世界各国で高齢化に伴恩になるなど、わが国だ

8 1 2 0 2 0 年 の 65 歳 以 上 人 口 は 3 9 2 8 万人に増加します。 65 歳 以上の高齢者人口といっても、個人以上の高齢者人口といっても、個人 ですが、 2 0 4 0 年に 1 2 0 2 0 年 の 65 歳 以 上 人 口 は 動されています

見ると、65歳以上の要介護認定率は告」で年齢階級別の要介護認定率を告」で年齢階級別の要介護認定率を

65 (

になります。 では25・4%と4人に1人79歳では11・9%となり、 に割合が上昇し、 5・7%にとどまっています。 介護の人はいません。70~75歳でも 人になり、 しかし、 85 \(\) 80 (

このように、85歳以上を過ぎると 急速に要介護の人が増加し、多くの 人が介護の問題に直面することにな ります。人口推計では、75歳以上人 口は、2020年の1868万人か ら2040年には2227万人に なります。さらに、85歳以上人 は、2020年の616万人になり ます。介護保険における要介護認定 者数は、2020年度には682万 人ですが、高齢者人口の増加に伴い 一層増加していくと見込まれます。

に 75 18 な 炭 リ り、ト % 各年齢階層別の要介護認定を見て なり、85歳以上では57・7%と2歳以上では31・5%と3人に1人 人ほどです

4%と4人に1人になりま 69歳は2・8%でほとんど要 90歳以上では73・2% 47・4%と2人に 89歳になると急速 , 84 75 歳 ~

的に向け、 は、

約 6 計 800万人に増加するという研究も約600万人から2040年には約統計はありませんが、2020年の 報告されています。

に、共生社会の実現の推進という目共生社会)の実現を推進するととも じていく」とされています。 症施策を国・地方が一体となって講 相互に人格と個性を尊重しつつ支え 会の実現を推進するための認知症基 動きがありました。 合いながら共生する活力ある社会(= 人がその個性と能力を十分に発揮し、 したことです。 本法(令和5年法律第65号) 「認知症の人を含めた国民一人一 認知症対策で大きな2つの 基本理念等に基づき認知 厚生労働省の資料で 1つは、「共生社 が成立

であり、こうしられています。 基本理念として、以下の7つが挙げ的かつ計画的に推進することです。 とができるよう、 を保持しつつ希望を持って暮らすこ 法律の目的は、 られたことは画期的なことで、こうした理念が法律によっいます。いずれも重要なものなとして、以下の7つが挙げ 認知症施策を総合 認知症の人が尊厳

①全ての認知症の人が、

障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質した民間を表情に表する。 権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。②国民が、共生党の実現を推進するために必要な社会の実現を推進する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で 及び社会環境の整備等。はができる。はでは、対象が治療がでにリハビがないである。 族等が地域において安心して日常生する支援により、認知症の人及び家⑤認知症の人のみならず家族等に対 かつ適切な保健医療サ ービスが切れ目なく提供される。 社会参加 ービス及び福 ⑥ 子 ーショ

を 健医療サービス及び福祉サービスの 大の生活におけるバリアフリー化の 推進、③認知症の人の社会参加の機 での支援及び権利利益の保護、⑤保 をの確保等、④認知症の人の意思決 をの確保等、④認知症の人の意思決 をのを選及び権利利益の保護、⑥保 総理大臣を おこり おこり おこり おこり おいます。 おます。 等、 ⑧認知 発等の推進 備等、 (特別区を含む) は認知症施策推進計策定義務があり、都道府県・市町村国は、認知症施策推進基本計画の 提供体制の整備等、 的な施策として ①認知症の人に関す 画策定の努力義務があります。基本 ⑦ 研 ⑥相談体制の整

を設置しま 策推進本部 本部長とす

年齢階級別の要介護認定率 〇要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳

以上で上昇。 85歳以上全体の認定率:57.7% 各年齢階層別の認定率 75歳以上全体の認定率: 31. 5% 11.9% 65歳以上全体の認定率: 18.9% 0.0%

知症の人を含め、全ての人が相互に法の目指す共生社会、すなわち、認知症基本が設置されたことです。認知症基本月に内閣総理大臣を議長とする「認 に先立ち、 向け、 「幸齢社会」実現会議が開催されてい 有識者を交えた、 政策に反映するため、 がら共生する活力ある社会の実現に 人格と個性を尊重しつつ支え合いな 関係者の声に丁寧に耳を傾け、 認知症の本人やその家族、 認知症と向き合う 基本法の施行

3があり、都道府県・市認知症施策推進基本計

出典:厚生労働省 (2022 年 9 月末認定者数 (介護保険事業状況報告) 及び 2022 年 10 月 1 日人口 (総務省統計局人口推計) から作成)

Profile

佐久大学客員教授・大阪河崎リハビリテーション大学客員教授 1956年長野県安曇野市生。1980年早稲田大学政治経済学部卒業。同年厚生省に 入省。2014年厚生労働省保険局長、2016年内閣官房地方創生総括官。2018年退 宮。2021年より、社会福祉法人サン・ビジョン理事長。

23 美楽12 美楽12月号 2023 22